

福岡医発第2189号(地)
平成20年3月7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

医療機関における衛生的環境の維持管理について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局指導課より日本医師会並びに福岡県保健福祉部を通じて別紙のとおり周知方依頼がありました。

さて、医療機関におけるねずみ及び昆虫等の駆除作業にあたっての殺鼠殺虫剤等の使用にあたっての留意点については、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」(平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知)により、対応をお願いしているところであります。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」及び「建築物における維持管理マニュアルについて」により、より具体的な手順等が示されたところです。

つきましては、医療機関は特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません。今後の維持管理業務の参考とするよう求めるものですので、貴会におかれましてもご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料につきましては、厚生労働省のホームページアドレス(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/index.html>)でダウンロードができますので申し添えます。



(地 I 196)

平成 20 年 3 月 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木



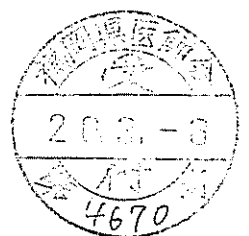
「医療機関における衛生的環境の維持管理について」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局指導課より都道府県衛生素管部（局）医務主管課等に標記通知が発出されるとともに本会に対してもその周知方依頼がなされました。

さて、医療機関におけるねずみ及び昆虫等の駆除作業にあたっての殺鼠殺虫剤等の使用にあたっての留意点については、平成16年11月25日付地 I 160「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」ご通知申し上げたところです。本件は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について「建築物における衛生的環境の維持管理について」及び「建築物における維持健康管理マニュアルについて」により具体的な手順が示されたことを受け、医療機関は特定建築物には当たらないためこれらの対象にはならないものの、今後の維持管理業務の参考とするよう求めるものです。

つきましては、本件に関しましても本件に関しましてご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成20年2月26日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局指導課

「医療機関における衛生的環境の維持管理について」の送付について

標記について、別添のとおり各都道府県、政令市及び特別区衛生主管部(局)医務主管課あて通知しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしく申し上げます。



事 務 連 絡

平成20年2月26日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部(局)
医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における衛生的環境の維持管理について

医療行政については日頃より御協力いただき、ありがとうございます。

標記については、医療法（昭和23年法律第205号）第20条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年1月25日健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）及び「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成20年1月25日健衛発第0125.001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、より具体的な手順等が示されたところです。

医療機関は、特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません。が、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方よろしくをお願いします。

○照会先	医政局指導課	徳本
直 通	03-3595-2194	
FAX	03-3503-8562	

19医指第3957号
平成20年3月5日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部医療指導課
(医療指導係)



医療機関における衛生的環境の維持管理について

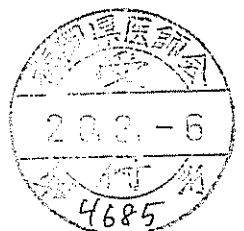
本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、医療法（平成23年法律第205号）第20条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、対応をお願いしているところです。

この度、厚生労働省医政局指導課から、別添（写）のとおり「医療機関における衛生的環境の維持管理について」の情報の提供がありましたので、参考までにお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、参考資料につきましては、厚生労働省のホームページアドレス（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/index.html>）でダウンロードができますので申し添えます。





事 務 連 絡

平成20年2月26日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部(局)
医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における衛生的環境の維持管理について

医療行政については日頃より御協力いただき、ありがとうございます。

標記については、医療法（昭和23年法律第205号）第20条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年1月25日健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）及び「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成20年1月25日健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、より具体的な手順等が示されたところです。

医療機関は、特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません。が、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方よろしくをお願いします。

○照会先	医政局指導課	徳本
直 通	03-3595-2194	
FAX	03-3503-8562	